

exaBase 生成 AI 利用規約

1. 総則

第1条 (適用)

1. 本利用規約は、株式会社 Exa Enterprise AI（以下「当社」といいます。）が提供する exaBase 生成 AI（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。
2. 本利用規約の内容と、本利用規約外における本サービスの説明等が矛盾・抵触する場合は、本利用規約の規定が優先して適用されるものとします。
3. 本利用規約の一部の条項を変更して適用する旨が申込書に記載されている場合、申込書の内容が優先して適用されます。
4. 契約者が、当社の契約する本サービスの販売店（以下「販売店」といいます。）を通じて本サービスを利用するための権利（第24条に定める有償支援オプションについてはその提供を受けるための権利）を購入する場合、当該権利の売買に関する契約は契約者と販売店との間で成立します。当該権利の売買に関して販売店と契約者との間で別途合意した事項があれば、当該合意事項が優先して適用されます。本サービスの利用条件など、当該権利の売買以外に関しては、当社と契約者との間で本契約が成立し適用されます。

第2条 (定義)

本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

① 本契約

本利用規約に基づき当社と契約者との間で締結される、本サービスの利用に関する契約をいいます。

② 契約者

利用者に本サービスを利用させるために、当社との間で本契約を締結する法人、機関又は団体をいいます。

③ 利用者

契約者から本サービスの利用資格を付与された者をいいます。

④ 契約者情報

契約者が、本サービスの利用の申込みにあたり当社に提出する情報をいいます。

⑤ アカウント情報

本サービスにおいて利用者を認証するための ID 及びパスワードをいいます。

2. 利用開始

第3条 (利用申込み)

1. 契約者は、本利用規約に同意のうえ、当社が定める方法で本サービスの利用を申し込むか、販売店が定める方法で本サービスを利用するための権利の購入を申し込むものとします。当社又は販売店が当該申込みを受け、契約者にアカウント情報を

付与した時点で、申込みに対する当社又は販売店の承諾があり、当社と契約者との間で本契約が成立したものとします。

2. 当社又は販売店は、契約者が以下のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) 契約者が実在する法人、機関又は団体と認められなかった場合
 - (2) 契約者情報に虚偽又は誤記があった場合
 - (3) 本サービスの利用目的が、本サービスの評価又は解析その他第 6 条に定める本来の目的と異なるものであると疑われる場合
 - (4) 過去に当社との契約に違反した者又はその関係者である場合
 - (5) 自ら又は自らの代表者若しくは役員等が反社会的勢力等（暴力団、暴力団関係者、暴力団関係団体その他の反社会的勢力又はこれに準じる者をいいます。）である場合
 - (6) その他、本サービスの利用が適当でないと合理的に判断される場合

第 4 条（契約者情報の変更）

1. 契約者は、契約者情報に変更があった場合、当社又は販売店が定める方法により速やかに当社又は販売店に通知するものとします。
2. 契約者が前項の通知を怠ったことにより当社又は販売店からの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したとみなします。

第 5 条（利用者資格の付与）

1. 契約者は、アカウント情報を利用者に付与することにより、利用者に本サービスを利用させることができます。
2. 契約者は、利用者 1 人ごとにアカウント情報 1 個を付与するものとします。1 個のアカウント情報を複数の利用者間で共有させることはできません。
3. 契約者は、利用者に本利用規約の内容を周知しこれを遵守させる責任を負い、利用者による本利用規約への違反につき契約者の義務違反としてその責任を負うものとします。

3. 本サービスの内容及び注意事項

第 6 条（本サービスの内容）

本サービスは、第三者（以下「API 連携先」といいます）の提供する API を組み込むことで、API 連携先が提供する生成 AI モデルや生成 AI モデルと連携するソフトウェアを本サービス上で利用できるとともに、その利用状況や利用者の管理、禁止ワード設定などの付加的な機能を提供するサービスです。

第 7 条（本サービスの注意事項）

1. 本サービス上で利用可能な生成 AI モデルの内容、仕様及び制限等は、API 連携先の提供する API に依存しており、当該 API に含まれる利用制限又は仕様変更など

- の当社のコントロール不能な事由により、本サービスの提供について制限を受けたり、本サービスの内容又は仕様が変更されることがあります。
2. 本サービス上で API 連携先の生成 AI モデルを利用する場合、契約者の責任により、API 連携先の定める規約及びポリシーを確認及び遵守してください。
 3. データ連携機能を利用する場合、第三者が著作権を有するファイルをアップロードして利用することは当該第三者の著作権を侵害する可能性がありますのでご注意ください。
 4. 申込み時に契約者が定めた同時接続ユーザー数に従い、利用者の本サービスの利用が制限されることがあります。
 5. LGWAN 環境での利用については株式会社両備システムズが提供する R-Cloud Proxy を用い接続を行います。LGWAN 環境への接続については当社のコントロール不能な事由により、本サービスの提供について制限を受けたり、本サービスの内容又は仕様が変更されることがあります。
 6. 契約者及び利用者は、アカウント情報の管理、利用者の適切な利用の確保、アップロードするデータの内容確認、利用者端末のセキュリティ対策及びデータのバックアップ等に関しては、契約者が責任を負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第 8 条（アカウント情報の管理）

1. 契約者及び利用者は、自らの管理責任により、アカウント情報を不正使用されないよう厳格に管理するものとし、いかなる場合においても、利用者自身以外に本サービスを利用させ、又はアカウント情報を貸与、譲渡、売買等してはならないものとします。
2. 当社は、当社が契約者に付与し、又は契約者が利用者に付与したアカウント情報を利用して行われた全ての行為は、契約者又は利用者による行為であったものとみなし、当該行為がアカウント情報の盗用又は不正利用による第三者の行為であったとしても、それらにより契約者又は利用者により生じた損害は契約者の責任とします。

第 9 条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用に際して、以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。

- (1) 本サービスの内容及び本サービス上のコンテンツを、当社の許可なくインターネット上にアップロードし、又は不特定多数の第三者が閲覧可能な状態におくこと
- (2) 当社、他の利用者又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利その他の権利又は利益を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 本サービス又は本サービスと同一若しくは類似するサービスの第三者への提供行為
- (4) 本サービスにより利用し得る情報を改ざん又は消去する行為、ウェブサイトやアプリケーション等の改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング及びこれ

らに類する全ての行為並びにこれらにより本サービスを不正に利用する行為

(5) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為

(6) 当社又は第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為、又は、与えるおそれのある行為

(7) 反社会的勢力等への利益供与

(8) 上記各号の他、法令若しくは公序良俗に違反する行為

(9) 第三者に、前各号までのいずれかに該当する行為をなさせ、又は、当該第三者の当該行為が存在することを知りながら適切な措置を講じることなく放置する行為

(10) 本利用規約又は本サービス上で掲載する本サービス利用に関するルールに違反又は抵触する行為

(11) その他当社が不適切と合理的に判断する行為

4. 利用料金

第10条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金及び支払方法は別紙1に定めるとおりとします。ただし、無料トライアルについては利用料金はかかりません。
2. 契約者が利用料金の支払いを遅延した場合、契約者は年3%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
3. 契約者が、利用料金の支払を支払期限までにしなかった場合、当社はアカウント情報の利用を停止し、支払が確認されるまで本サービスの提供を中断できるものとします。支払期限から1週間を超過しても利用料金の支払の確認がなされない場合、当社は本契約が終了したものとみなし、本サービスの提供を終了することができます。
4. API連携先がAPIの利用料金を変更した場合、当社は、当該変更により影響を受ける範囲内で、本サービスの利用料金を変更することができます。この場合、当該変更については第26条第2項の定めに従い事前に周知します。なお、本項の定めは、本項に定める場合以外の場合に第25条に従い利用料金を変更することを妨げるものではありません。
5. 契約者が販売店を通じて本サービスを利用するための権利を購入した場合、本条の定めは適用されず、かかる権利の代金及び支払い方法については契約者と販売店との合意により定めるものとします。この場合、次条以降の「利用料金」は「本サービスを利用するための権利の代金」と読み替えて適用します。

5. 本サービスの提供の停止又は終了

第11条 (サービスの停止又は解除)

1. 当社又は販売店は、契約者又は利用者が本利用規約のいずれかの条項に違反した場合は、事前に通知又は催告することなく、契約者による本サービスの利用を一時的に停止し、又は本契約を解除することができるものとします。但し、この場合も当

社又は販売店がすでに受領した本サービスの利用料金の返金は致しません。

2. 前項に定める場合、契約者は、当社又は販売店に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社又は販売店に対してすべての債務の支払いを行うものとしします。

第12条（解除）

1. 当社及び契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方への催告を要することなく本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとしします。
 - (1) 自己の事業に支障を与える行為を行った場合
 - (2) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てが行われた場合
 - (3) 解散もしくは事業の全部の譲渡、又はその決議がなされた場合
 - (4) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合
 - (5) 監督官庁から営業停止、又は営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けた場合
2. 契約者は、当社が本契約に違反し、又は当社の責めに帰すべき事由によって本サービスの利用を継続し難い重大な事由が発生し（以下「違反等」という。）、当該違反等について、書面による催告をしたにもかかわらず14日以内にこれを是正しないときは、本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとしします。

第13条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は、利用開始月を初月として12か月目の末日までとしします。契約期間満了の1か月前までに契約者が当社に対して契約終了の意思表示を行わない限り、契約期間は自動的に1年間延長されます。
2. 前項にかかわらず、無料トライアルについては別途定める利用期間の終了をもって本契約は終了し、有償での契約への自動移行はありません。
3. 契約者は、前条に基づく本契約の解除を除き、契約期間の途中で本契約を解約することはできません。
4. 第1項及び第3項の定めにかかわらず、2023年11月30日以前に本サービスの利用を申し込んだ契約者については、①2024年9月30日までは、契約期間の定めがないものとして、本契約を解約しようとする日の1か月前までに当社又は販売店に通知することにより本契約を解約することができ、②2024年10月1日からは、同日から第1項に定める1年間の契約期間が開始し第3項が適用されるものとしします。
5. 第1項の定めにかかわらず、2023年12月1日から2024年5月31日までに本サ

サービスの利用を申し込んだ契約者については、申込み後の最初の契約期間のみ、利用開始月を初月として6か月目の末日までとします。初回の延長後は契約期間は1年間となります。

第14条（本サービスの提供の中断）

当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、事前に契約者又は利用者に対して周知したうえで、本サービスの提供を中断することができるものとします。ただし、緊急の場合には、事前の周知をすることなく本サービスの提供を中断し、事後速やかに契約者又は利用者へ周知するものとします。

- (1) 本サービスのメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) 地震、落雷、火災、風水害、停電その他天災地変等の不可抗力により本サービスを提供できない場合
- (4) その他当社が本サービスの提供の中断を必要と合理的に判断した場合

第15条（本サービスの終了）

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、又は提供を終了することができます。かかる場合、契約者が支払済みの利用料金のうち、本サービスの終了後の期間に対応する金額を日割計算により返金します。
2. 本サービスの提供を終了する場合、当社又は販売店は、やむを得ず事前の通知ができない場合を除き、事前に契約者又は利用者に対して通知を行います。

6. 保証及び免責

第16条（サービスレベル）

1. 当社は、本サービスのシステム基盤のセキュリティ対策（データや通信の暗号化等）を行い、別紙2「サービスレベルアグリーメント」の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力をもって本サービスを提供します。
2. 当社は、本サービスが常時継続的に稼働することを保証するものではなく、やむを得ない事由に基づく稼働停止等が発生する場合があります。本サービスが常時継続的に稼働し続けることが困難な場合であっても、当社は損害賠償その他のいかなる責任も負わないものとします。
3. 別紙「サービスレベルアグリーメント」記載のサービスレベルは、特段の記述がない限り、本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、サービスレベルを下回った場合でも、当社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
4. 契約者が販売店を通じて本サービスの利用を申し込んだ場合において、契約者と当該販売店との間で別紙「サービスレベルアグリーメント」の記載に相当する事項について合意した場合、当該合意した事項が当該別紙に優先して適用されるものとします。

第 17 条（免責及び損害賠償の制限）

1. 当社は、本サービス(本利用規約第 24 条に定める有償支援オプション及び本サービスに関連して、契約者及び利用者の要望を受けて当社が行った対応や回答等の作業を含みます。以下、本条において同じ。)の品質及び機能に関して、技術上または商業上の完全性、正確性及び有用性等につき保証を行うものではありません。
2. 当社は、本サービスに関連して契約者又は利用者が被った損害について、当社に故意又は重過失があったときを除き、一切賠償の責任を負いません。当社に故意又は重過失がある場合においても、当社の損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により現実に発生した直接かつ通常の損害に限られるものとし、かつ、その賠償額は損害の事由が生じた時点から遡って過去 3 か月間に当該契約者から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限とします。

第 18 条（侵害の場合の責任）

本サービスの利用に関して、第三者から契約者又は利用者に対して知的財産にかかるクレーム、その他の請求が発生した場合、契約者はただちに当社及び販売店に通知するものとし、当社及び販売店はその責任と負担においてかかるクレーム等処理するものとします。ただし、かかるクレーム等の発生が契約者又は利用者自身の責めに帰すべき事由に基づく場合及び契約者が当社及び販売店にクレーム等の発生を速やかに通知しなかったことにより当社及び販売店が適切な防御を行なう機会を逸することになった場合は、この限りではありません。

第 19 条（不可抗力）

当社は、天災、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力によって本サービスの履行が妨げられた場合には、本利用規約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって契約者及び利用者が生じた損害について一切の責任を負担しません。

7. 情報及び権利

第 20 条（情報の取扱い等）

1. 当社は、本サービスの適切な運用及び改善のために必要な範囲で、利用者の本サービスの利用状況（ただし、本サービスを通じて API 連携先の生成 AI モデルに入出力した情報及びデータ連携機能によりアップロードされたファイルに含まれる情報を除きます。）を確認することがあります。契約者及び利用者は、本サービスの利用状況が当社によって確認される可能性があることに予め同意するものとします。
2. 当社は、前項に定める情報を、本サービスの適切な運用及び改善のため利用するほか、特定の個人を識別できないよう加工したうえで当社の新規サービス・製品の開発のためのデータ分析のために必要な範囲で使用することがあります。契約者及び利用者は、当社によるこれらの使用を許諾するものとします。
3. API 連携先の生成 AI モデルに入力した情報は、API を通じて API 連携先の管理するサーバ上に送信されますが、原則として API 連携先のサービス改善や生成 AI モ

デルの学習のために利用されることはありません（オプトアウト）。ただし、全ての生成 AI モデルについて保証するものではありません。

4. 生成 AI モデルと連携するソフトウェアで利用される API 連携先の情報の取扱いについては、契約者及び利用者が当該 API 連携先の定める条件を確認のうえ、当該生成 AI モデルの利用を決定するものとし、当社は一切の責任を負いません。
5. 当社は、契約者又は利用者が当社に提供する情報に含まれる個人情報の取扱いについては、本利用規約に定める事項のほか、別途定める当社のプライバシーポリシー（<https://exawizards.com/privacy>）によるものとし、契約者及び利用者は、このプライバシーポリシーに従い当社がかかる個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

第 21 条（秘密保持）

1. 当社は、利用者が本サービスを通じて API 連携先の生成 AI モデルに入出力した情報（生成 AI モデルと連携するソフトウェアによりアップロードされたファイルに含まれる情報を含む。）については、本サービスの不具合調査のため必要な範囲内でのみ閲覧し、その他の目的の閲覧及び利用はしません。また、当社は当該情報（公知である情報、当社の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報及び本サービスと無関係に当社が保有する情報を除きます。）を厳に秘密に保持し、契約者の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示又は漏洩しません。
2. 利用者がデータ連携機能の利用方法等に関する相談のため、当社に対して同機能によりアップロードしようとするファイルを提供する場合、当該ファイルに含まれる情報の当社による取扱いについても前項を適用します。
3. 当社は、本サービスの利用に付帯関連して当社が行う業務に関して、契約者及び利用者から秘密として取得する情報（以下「秘密情報」といいます。）を善良なる管理者の注意義務をもって保持するものとします。
4. 前項において秘密情報とは、次の各号に定める情報をいいます。
 - (1) 当社に対して、書面等により秘密である旨を示して開示した情報
 - (2) 当社に対して、口頭により秘密である旨を示して開示した情報であって、開示後 14 日以内に書面等により特定した情報。なお、口頭による開示の日から 14 日が経過する日又は開示者が秘密情報として取り扱わない旨を書面等で通知した日のいずれか早い日までは、当該情報を秘密情報として取り扱う
5. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しません。
 - (1) 開示された時点で既に公知のもの
 - (2) 開示された時点で当社が既に自ら保有していたもの
 - (3) 開示された後、当社の責めに帰すべき事由によらずに公知となったもの
 - (4) 当社が正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得

したもの

(5) 秘密情報とは無関係に独自に開発したもの

6. 当社は、契約者及び利用者の秘密情報を厳に秘密に保持し、契約者の事前の書面等による承諾がない限り、秘密情報を知る必要のある自己（再委託先を含みます。以下同じ。）の従業員及び役員（以下「従業員等」といいます。）並びに弁護士、会計士等の法令上の守秘義務を負う専門家以外の第三者に開示又は漏洩してはならず、また本目的以外の目的に使用しません。
7. 前項の定めにかかわらず、当社は、法令に基づく要請、裁判所の命令、捜査機関からの要請等により、本サービスに保存されている情報の提供を求められた場合、当該要請に応じて情報を提供することがあります。この場合、当社は契約者に対し、要請の内容及び提供する情報の範囲について事前に通知するものとします。ただし、法令により事前通知が制限される場合は、この限りではありません。
8. 当社は、秘密情報を知得した従業員等に対し、本条に定める義務の遵守を徹底させるとともに、その義務違反について一切の責任を負うものとします。
9. 本サービスの終了、本契約の終了、又は契約者から要求があった場合、当社は、契約者の指示があるときはこれに従って、全ての秘密情報（複製物を含む。）を返却し、又は自己の責任において破棄若しくは消去します。

第 22 条（契約終了後の処理）

1. 利用者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、本サービスの利用を終了し、以後、本サービスを利用することはできません。この場合、契約者及び利用者は、本サービス上に登録・保存したデータを参照・閲覧・操作・取得等することができなくなるものとします。
2. 当社は、前項の場合には、本サービスに格納された契約者又は利用者に関する一切の情報をユーザー登録抹消日から 60 日以内に当社の責任で消去するものとします。ただし、利用者の個人情報及び利用者が本サービスを通じて API 連携先の生成 AI モデルに入出力した情報以外の情報については、本サービスの改善のため引き続き保有します。
3. 前項の場合、当社は、かかる消去等によって契約者又は利用者に見た損害を賠償する義務を負わないものとします。

第 23 条（本サービスの知的財産権）

1. 本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録出願する権利を含みます。）を含む一切の権利は、当社又は当社にライセンスを許諾している者が保有するものです。本サービスの使用許諾は、本サービスに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
2. 利用者が本サービスを通じて API 連携先の生成 AI モデルに入出力した情報に関する

る権利は、API 連携先の定める規約及びポリシーに従い、契約者若しくは利用者又は API 連携先のいずれかに帰属します。

8. 有償支援オプション

第 24 条（有償支援オプションの提供）

1. 契約者は、本サービスの利用申込時又は利用期間中に、当社が定める方法で有償支援オプションを申し込み、又は販売店が定める方法で有償支援オプションを受ける権利の購入を申し込むことができます。
2. 有償支援オプションの内容は、講習会、伴走支援、動画コンテンツの提供などであり、それぞれの内容は当社が直接又は販売店を通じて契約者に案内するとおりとします。有償支援オプションの料金又は有償支援オプションを受ける権利の代金は、当社又は販売店が提示する金額を基礎とし、前項の申込時に申込書、申込みフォーム、契約書又は発注書等に記載された内容をもって確定します。
3. 有償支援オプションにおいて当社が契約者に対して提供する資料や動画コンテンツの知的財産に関する権利は当社に帰属します。これらの資料や動画コンテンツについては、契約者が自社内での閲覧に供する目的でのみ利用（必要な範囲内での複製及び改変を含みます）することを許諾し、かかる利用に対して当社は著作権及び著作者人格権を行使しません。
4. 有償支援オプションのうち講習会、定例ミーティング、セミナーなどの録画可能な形式で提供されるものについては、当社の許諾がある場合には契約者はその内容を録画することができますが、かかる録画した動画の著作権は当社に帰属します。かかる動画についても前項第二文の定めを準用します。
5. 有償支援オプションにより、契約者及び利用者から秘密情報を取得する場合は、本利用規約第 21 条（秘密保持）の定めに基づき取扱うものとします。

9. その他一般条項

第 25 条（通知方法）

1. 当社又は販売店から契約者又は利用者に対して行う通知は、電子メール又は本サービス上への掲載等、当社又は販売店が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社又は販売店から契約者又は利用者への通知を電子メールの送信又は本サービスへの掲載の方法により行う場合、当該通知は、電子メールの送信時点又は本サービス上への掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第 26 条（利用規約の変更）

1. 当社は、次に掲げる場合、民法第 548 条の 4 に基づき、契約者及び利用者との個別の合意なしに、本利用規約を変更できるものとします。
 - (1) 本利用規約の変更が、契約者及び利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本利用規約の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更

- 後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 前項に基づき本利用規約を変更する場合、当社は前条に定める方法をもって、本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容並びに変更の効力発生時期を事前に周知するものとします。
 3. 前二項に基づく場合のほか、契約者又は利用者が本利用規約変更後に本サービスを利用した場合、契約者及び利用者は本利用規約の変更に同意したものとみなします。

第 27 条（委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を、契約者の承諾なしに第三者に委託することができます。ただし、その場合、当社は委託先に対して、本契約に基づいて当社が契約者に対して負担するのと同じ義務を課すとともに、その行為について一切の責任を負うものとします。

第 28 条（反社会的勢力等の排除）

1. 当社及び契約者は、現在及び将来において、次の各号に定める事項を表明し、保証し、確約します。
 - (1) 自己及び自己の従業員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくは社会運動等標ぼうゴロ又はこれらの構成員若しくは準構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - (2) 自己及び自己の従業員等が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
 - (3) 自己及び自己の従業員等が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
 - (4) 自己及び自己の従業員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
 - (5) 自己及び自己の従業員等が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行わないこと、相手方の名誉や信用を毀損しないこと、また、相手方の業務を妨害しないこと
2. 当社及び契約者は、相手方が前項に違反した場合、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができます。
3. 当社及び契約者は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害の全部について損害賠償を請求することができます。

第 29 条（契約上の地位の譲渡等）

1. 契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約の契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し譲渡、移転、担保設定、その他の処

分をすることはできません。

2. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡又は会社分割等の組織再編により承継した場合には、当該事業譲渡又は承継に伴い本契約の契約上の地位、本契約に基づく権利及び義務並びに本サービスの提供に必要な情報等を当該事業譲渡等の相手方に譲渡又は承継することができるものとします。

第 30 条（分離可能性）

本利用規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用規約の残りの規定、及びその一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 31 条（合意管轄、準拠法）

1. 本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本利用規約に関する準拠法は、日本法とします。

第 32 条（協議等）

本利用規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決することとします。

以上

制定：2023 年 5 月 15 日

最終改定：2026 年 4 月 23 日

©2026 株式会社 Exa Enterprise AI

（別紙 1）

利用料金 ※1

<通常プラン>

初期導入費用	10 万円（税抜）/1 申込み ※お申込み月に発生します。
基本料金	月額 900 円(税抜)/利用者 ※2
レポート提供	月額 50,000 円(税抜) ※2
従量料金	Economy：無料 Standard：7 円/1,000 文字 ※3 Premium：10 円/1,000 文字 ※3

<中小企業応援プラン>

- 適用条件
 - 従業員規模：50 名未満であること。

※雇用契約を締結している全ての者（正社員、契約社員、パート・アルバイト等）を合算。

※基本料金は、従業員数に基づき「10名未満 / 30名未満 / 50名未満」の3区分を適用。

- **独立性**：上記のほか、上場企業、およびその子会社・関連会社ではないこと。
- **除外条件**：以下のいずれかに該当する企業（グループ会社含む）ではないこと。
 - 年間売上高 100億円以上 / 従業員数 500名以上 / 資本金 10億円以上

初期導入費用	10万円（税抜）/1申込み ※お申込み月に発生します。		備考
基本料金 （2026年4月以降にお申し込みのお客様）	従業員数 30名～ 50名未満	月額 27,000円(税抜) ・アカウント登録上限が49IDに制限されます	【プラン区分の変更等について】 ・ 下位区分への変更 ：実従業員数に基づき下位の料金区分への変更を希望する場合、契約更新月の1ヶ月前までに、当社または販売店に対して通知を行うことで、次の契約更新時より新料金が適用されます。 ・ 上位区分への変更 ：上位の料金区分（または上位プラン）への変更については、契約期間中であっても随時承ります。 ・ 実態調査および勧告 ：公表されている外部情報等により、登録されている従業員数と実態に乖離があると当社が判断した場合、事実確認および是正の勧告を行うことができるものとします。当該勧告に従わない場合、次回契約更新時より実態に即した料金区分を適用できるものとします。
	従業員数 10名～ 30名未満	月額 18,000円(税抜) ・ID登録上限が29IDに制限されます	
	従業員数 10名未満	月額 9,800円(税抜) ・ID登録上限が9IDに制限されます	
基本料金 （2026年4月以前にお申し込みのお客様）	従業員数 50名未満	月額 27,000円(税抜)/同時アクセス 30(固定) ※同時接続ユーザー数に従い、利用者の本サービスの利用が制限されること	・契約更新時の取扱い：契約更新月の1ヶ月前までに申し出がない限り、現行の契約条件（月額 27,000円）にて自動更新されるものとします。

		とがあります	
従量料金	以下の範囲内で基本料金に含まれます。 Economy：上限なし Standard/Premium：合計月 50 万文字まで ※3	—	
文字数追加	120 万文字/月額 1 万円(税抜) ※追加は随時可能です。追加後の文字数は契約期間を通して適用されます。追加後の停止は契約期間の更新時にのみ可能です。	—	
サービスレベルについて	第 16 条第 1 項及び別紙 2 は適用されません。	—	

<サービスオプション>

IP アドレス制限設定 (変更) 料金	25,000 円 (税抜) 設定作業 (変更作業) の回数ごとに上記料金が発生します。
SSO 連携設定 (変更) 料金	50,000 円 (税抜) 設定作業 (変更作業) の回数ごとに上記料金が発生します。
ロゴ設定 (変更) 料金	200,000 円 (税抜) 設定作業 (変更作業) の回数ごとに上記料金が発生します。
BYOK プラン	応相談

※1 利用料金は毎月末日締め翌月末日までの支払いとし、当社からの請求書に従い当社指定の金融機関に支払うものとします。なお、振込手数料は契約者の負担とします。

※2①当月中に 1 日でも有効に存在する利用者 (管理権限を有する利用者を含みます) のアカウント数を基に計算します。

②利用者が 50 名未満の場合は 50 名分 (45,000 円(税抜)/月) が最低利用料金として発生します。ただし、契約者が次のいずれかに該当する場合、それぞれに定める月までは「利用者が 30 名未満の場合は 30 名分 (27,000 円(税抜)/月)」と読み替えます。

(1) 2023 年 11 月 30 日以前に本サービスの利用を申し込んだ契約者：2024 年 9 月まで

(2) 2023 年 12 月 1 日以降に本サービスの利用を申し込んだ契約者であって、2024 年 5 月

31日までに本サービスの利用を開始した契約者：2024年9月1日時点で適用のある契約期間の最終月まで

③本サービスの利用開始日が属する月、及び契約終了日が属する月については、本サービスの利用期間が1か月に満たない場合であっても、1か月分の利用料金が発生します。

※3①インプット、アウトプットの合計文字数。対話を続ける場合は、それまでの対話履歴の文字数もインプットにカウントされます。

②データ連携機能を利用する場合、利用者が直接入力するインプット及び利用者の画面上に表示されるアウトプット以外に、ファイルの情報を参照するために必要なインプット及びアウトプットを内部で処理しているため、かかる内部の処理で生じた文字数分の料金が追加で発生します。

③画像入力による回答生成に必要とする文字数は、モデルや画像サイズによって変動します。

④その他、画像生成などの各種機能を利用する場合、利用分を文字数に換算してカウントします。

以上

(別紙2)

サービスレベルアグリーメント

1. サポート体制

(1) 当社に対する問い合わせは、管理責任者から行うものとし、当社は管理責任者以外の者からの問い合わせには応じないものとします。

(2) この「サービスレベルアグリーメント」(以下、「本SLA」といいます。)に基づき当社が提供する業務は次の表のとおりとします。ただし、本サービスの内容、利用方法に変更があった場合、業務内容を変更する場合があります。

(3) サービス提供時間は24時間365日(システムメンテナンス時間を除く)とします。ただし、本SLAに基づき当社が提供する業務は、業務内容により次の表に定める時間とします。

項目	業務内容	詳細
問合せ業務	サービスデスク(電子メール)	本サービスの利用に関する一般的問合せ、インシデント通知の受付を行う。
	問合せ対応	本サービス利用上発生するサービスや操作方法に関する問合せ対応を行う。

項目	業務内容	詳細
		対応時間：平日 10:00～17:00 ※土日,祝日,年末年始（12/29～1/3）を除く
インシ デント 管理業 務	障害申告 の受付	利用者（管理責任者）からの障害情報の受付を行う。
	問合せ内 容登録	利用者（管理責任者）からの問合せ内容をシステム（フォーム）へ登録する。
	障害履歴 管理	障害内容、影響範囲、障害発生時間、復旧時間などの履歴を運用管理支援システムへ登録する。
	対応進捗 管理	トラブル進捗状況を管理し、必要であれば中間報告を行う。
	利用会社 告知	サービスへ影響のあった障害に対して、利用者（管理責任者）への障害連絡や報告を行う。 対応時間：平日 10:00～17:00 ※土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く
インシ デント 対応	障害切り 分け	発生したインシデントの障害切り分け及びインシデントレベル（本項(4)に定める）に応じ以下対応を実施する。 レベル3：可及的速やかに対応に着手し、適宜状況を報告する。 レベル2：優先順位を定め原因の調査・対応をする。 レベル1：課題として認識し、改善を検討する。 対応時間：平日 10:00～17:00 ※土日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く ※セキュリティインシデントが発生した場合は、上記対応時間にかかわらず緊急対応に努めますが、24時間365日対応体制を保証するものではありません。
	インシデ ント管理	インシデントチケットの管理を実施する。

(4) インシデントレベルの定義は次のとおりとします。

レベル3（重大）：システムの全面停止、セキュリティインシデントの発生等、本サービスの継続した提供が不可能となった又は不可能と当社が判断した場合

レベル2（中）：システムの一部停止又は一時停止等が生じた場合

レベル1（低）：本サービスの提供は可能だが、一部機能に支障がある場合

(5) 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サー

ビスの利用を制限することができるものとします。

2. 本 SLA の変更

当社は、本 SLA の変更（これに伴う補償の変更を含みます。）を必要と考えた場合は、本 SLA の達成状況、未達成の場合にはその改善の可能性及びその方法・費用等を総合的に勘案し、本 SLA の変更を行い、またその際の条件を決定するものとします。

3. 除外事項

本 SLA は、以下の事象が発生した場合については、適用されません。

- (1) 本サービスの導入に関連して障害が発生した場合
- (2) 外部からの攻撃、妨害等により障害が発生した場合
- (3) 本利用規約に反する利用がなされて障害が発生した場合
- (4) 管理責任者又は利用者の機器、ソフトウェア、若しくは第三者の機器、ソフトウェアその他の技術が要因で発生した障害
- (5) その他不可抗力により障害が発生した場合や、本 SLA の適用が不適切な場合

以上